

(平成23年11月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和49年10月1日にA社B事業所からC社D事業所に転籍したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、E社提出の申立人に係る人事情報及び同社の回答から判断すると、申立人は、昭和49年4月1日から現在まで、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和49年10月1日にA社B事業所からC社D事業所に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所担当者は納付していないのではないかと回答しており、事業主が資格喪失日を昭和49年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月26日から同年10月1日まで

私は、昭和47年9月26日にA社本社から同社B支店に転勤になったが、申立期間も継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が提出した人事通達及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年9月26日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年10月のオンライン記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料は保管しておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間のうち、昭和45年1月及び同年4月から46年3月までを5万6,000円、47年8月から48年10月までを13万4,000円、同年11月及び同年12月を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月1日から46年4月1日まで  
② 昭和47年8月1日から49年1月1日まで

申立期間について、A社における標準報酬月額のオンライン記録は、給与支給明細書に記載された金額と相違しているため、標準報酬月額記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和45年1月及び同年4月から46年3月までは5万6,000円、47年8月から48年9月までは13万4,000円、同年11月及び同年12月は16万円とすることが妥当である。

また、昭和 48 年 10 月について、申立人は給与支給明細書を保管していないものの、前後の月の給与支給明細書の記載内容により、総支給額は 17 万円、厚生年金保険料控除額は 1 万 2,160 円であったと推認されることから、同年同月の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料は保管しておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 45 年 2 月及び同年 3 月については、申立人の給与支給明細書に記載されている総支給額に基づく標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 26 日から同年 8 月 8 日まで

私は、申立期間にA社（現在は、B社）C支社D営業所に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「48年6月分採用報告書兼登録コード台帳」によると、申立人は、入社日が昭和48年5月29日、退社日が同年8月7日と記録されており、当該期間においてA社C支社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、申立人の厚生年金保険の資格取得及び保険料の控除等について、「申立期間当時は、研修期間（見習期間）があり、おおむね入社日の4か月から6か月後となる職員昇格の時期と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していたが、申立人は職員昇格前に退社されているため、同資格の取得手続を行っていない。」「申立人に係る厚生年金保険料については、控除も納付もしていない。」旨回答している。

また、申立期間当時、A社C支社に勤務していた複数の同僚は、「入社後3か月から4か月間は見習期間で、その間は厚生年金保険に加入しておらず、職員になってから加入した。」旨証言している上、これらの同僚は、各々が記憶している入社日の4か月から5か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、同社では、入社後直ちに社員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認

できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 15 日から 63 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額は、歩合給に相当する額が算入されておらず、実際の給与の額と年金事務所の記録に相違があるので、正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与の額について、基本給と歩合給の額を合計すると月額 40 万円ぐらいになっていたと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立期間当時、歩合給を除いた支給額を標準報酬月額の算定基礎としており、昭和 63 年度途中から、歩合給を標準報酬月額の対象に含めるようになった旨の回答をしている上、当時の同僚は、申立期間当時の歩合給は厚生年金保険料の控除額に反映されていなかったと回答している。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人と同時期に入社した複数の同僚の標準報酬月額と比較したところ、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという状況はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、オンライン記録と比較することができない。

このほか、申立期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。